

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会  
山陽小野田市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、山陽小野田市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）に基づく地域福祉を推進することを目的として山陽小野田市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協働)

第2条 本会会長は、活動計画を山陽小野田市が社会福祉法第107条に規定する「山陽小野田市地域福祉計画」（以下「福祉計画」という。）と協働して推進するよう努めるものとする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 活動計画の改定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(委員)

第4条 委員会の委員は16人以内をもって組織する。

- 2 委員は、本会会長が委嘱する。ただし、委員の構成は山陽小野田市が設置する山陽小野田市地域福祉計画推進委員会の委員とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めるための会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(費用弁償)

第7条 活動計画推進のみを目的に委員会を開催した場合、予算の範囲内で費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。